

税務署受付印

更正の請求書
(外国法人用)

※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒			電話 () -
	本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ)			代表者氏名	
	法人名等			国内源泉所得に係る事業等の責任者氏名	
	法人番号			事業種目	業

国税通則法第23条、法人税法第145条、
地方税法第24条、租税特別措置法第66条の4の規定に基づき、自平成・令和 年 月 日 事業年度等の
確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

記

区分	①恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額		②その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額	
	この請求前の金額	更正の請求金額	この請求前の金額	更正の請求金額
所得金額又は欠損金額	1	円		円
所得内訳				
同上の軽減税率適用所得金額	2			
その他の金額(1-2)	3			
法人税額	4			
法人税額の特別控除額	5			
差引法人税額(4-5)	6			
リース特別控除取戻税額等	7			
使途秘匿金に対する税額	8			
法人税額計(6+7+8)	9			
分配時調整外国税相当額の控除額	10			
控除税額	11			
差引所得に対する法人税額(9-10-11)	12			
控除しきれなかった金額	13			
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	14			
区分	この請求前の金額		更正の請求金額	
13①のうち	15			円
その他の国内源泉所得法人税額から控除できる金額				
控除しきれなかった金額(13①-15)	16			
13②のうち	17			
恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除できる金額				
控除しきれなかった金額(13②-17)	18			
合計(12①-17)+(12②-15)	19			00
中間申告分の法人税額	20			00
差引	21	00円		00
納付すべき法人税額				
還付金	22			
区分	この請求前の金額		更正の請求金額	
課税標準法人税額の計算(9①+9②)	23			000円
所得地方法人税額	24			
分配時調整外国税相当額の控除額	25			
外国税額の控除額	26			
差引地方法人税額(24-25-26)	27			00
中間申告分の地方法人税額	28			00
差引	29	00円		00
納付すべき地方法人税額				
還付金	30			

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日 平成・令和 年 月 日 添付書類
更正決定通知書受理年月日 平成・令和 年 月 日

還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	貯金口座の記号番号 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等

税理士署名

※税務署 処理欄	年月	決算期	業種 番号	番号	整理 簿	備考	通信 日付印	年 月 日	確認
-------------	----	-----	----------	----	---------	----	-----------	-------	----

更正の請求書（外国法人用）の記載要領等

【令和5年4月1日以後終了事業年度分】

- 1 この請求書は、外国法人の令和5年4月1日以後に終了する事業年度又は課税事業年度の法人税又は地方法人税について、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度又は課税事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から5年以内（注1）
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から7年以内（注2）

（注1） 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「リース特別控除取戻税額等7」欄には、課税土地譲渡利益金額に対する税額を含めて記載してください。
 - (4) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - (5) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (7) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。

6 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。